

平成24年3月9日（改定）
平成25年4月1日（改定）
令和元年12月2日（改定）
令和3年7月28日（改定）

グリーンプリントイングマーク（G Pマーク）を
印刷製品に表示する場合の諸注意について
—オフセット印刷製品及びデジタル印刷製品—

一般社団法人日本印刷産業連合会
グリーンプリントイング認定事務局

印刷製品にG Pマークを表示する場合は、グリーンプリントイング製品認定規程に従うほか、本諸注意の内容を熟読の上、G Pマーク表示を行うようお願い申し上げます。

1. グリーン基準「購入資材」に適合していることについて

（1）全般

- 印刷製品を構成する資材については、事前にその内容を十分に把握し、グリーン基準の各項目の内容に適合していることを確認して下さい。下記の丸数字は、各グリーン原則の丸数字を表しています。
- G Pマークを表示しようとする印刷製品は、その資材全てがグリーン基準の全基準に適合していることが必要です。シリーズ表示には、印刷製品を構成する資材全てが水準－1（水準が分かれていらない場合はその基準）に適合している必要がありますのでご注意下さい。
- 基準に適合していることの証明となる書類を準備しておいて下さい。（証明書である必要はありません。資材提供会社のホームページ、商品仕様書、商品カタログあるいはグリーン購入ネットワークデータベース等文書として確認できるものであれば結構です。なお、口頭での確認は証明となる書類となりませんのでご注意下さい）
- その際、資材1点ごとそれぞれに書類を準備しておく必要はありません。資材提供メーカーごと、または商品群で一括して証明を取っておく方法などがあります。

（2）用紙

- 用紙の基準の適用範囲は、印刷用紙、情報用紙、包装用紙及び板紙です。
- グリーン購入法基本方針「紙類－印刷用紙」にある総合評価値制度を導入しています。
- ①再生循環資源の項目の水準－1は総合評価値80以上の用紙です。
 - 該当する用紙は各製紙メーカーのホームページに掲載されています。
 - 冊子状の印刷製品の表紙は、本基準を適用いたしません。
- ②再生循環資源の項目の水準－2は次のいずれかの用紙です。
 - 古紙パルプ配合率20%以上、森林認証紙、非木材紙、間伐材紙、薄葉紙
 - 冊子状の印刷製品の表紙は、本基準を適用いたしません。
- ③「古紙リサイクル適性ランクリスト」Aランクの用紙は水準－1、Bランクの用紙は水準－2に該当します。このランクは、「総合評価値」とは別のものです。また、リサイクル適性表示を推奨しています。印刷発注者と相談の上、リサイクル適性表示をする場合は資材確認票を印刷発注者に渡した上、印刷発注者の指示のもと表示して下さい。

- ・「古紙リサイクル適性ランクリスト」には、包装用紙、板紙は入っていません。ランク外扱いとなります。現状、リサイクル適性表示はできませんが、G Pマークを表示することはできます。
- ・③再生紙の製造に積極的に取組んでいる企業の項目については、国内製紙会社はすべて該当すると判断してかまいません。

(3) オフセット印刷用インキ

- ・①人体に危害を及ぼさない物質については、N Lマークの表示されたインキを使用して下さい。
- ・②P R T R指定化学物質については、必ずS D Sを保管しておくようにして下さい。
- ・③V O C発生の抑制については、ヒートセットオフ輪インキとそれ以外のオフセット印刷用インキでは、取扱いが次のとおり異なっておりますのでご注意下さい。
- ・ヒートセットオフ輪インキについては、V O C発生抑制の基準ではなく、持続可能な資源として植物油インキまたはi gインキであることが基準となります（水準はありません）。
- ・ヒートセットオフ輪インキ以外のオフセット印刷用インキについては、V O C発生抑制の基準として、ノンV O CインキまたはU Vインキが水準ー1、植物油インキまたはi gインキが水準ー2となります。ただし、U Vインキについては、古紙再生阻害要因の観点から、リサイクル対応型U Vインキでなければ水準ー1になりません。
- ・ただし i gマーク（インキグリーンマーク）は現在のところ印刷製品に表示することはできませんのでご注意下さい。
- ・インキの項目にO Pニスも入りますので、ご注意下さい。

(4) デジタル印刷機用インキ

- ・デジタル印刷製品にもG Pマーク表示が可能です。
- ・デジタル印刷とは、トナー方式とインクジェット（液体トナー含む）方式による印刷を指しています。
- ・純正品のトナーは、「デジタル印刷用インキ」の基準を満たしていると判断しています。
- ・①人体に危害を及ぼさない物質については、N Lマークのあるもの、または欧州RoHs指令に適合していることが必要です。
- ・③V O C発生の抑制については、ドライトナーは全てV O Cを含みません。インクジェット用インキ、液体トナーについては各メーカーにお問合せ下さい。
- ・用紙、並びに表面加工・製本のりを使用する場合は、オフセット印刷製品と同様にそれぞれの基準を満たす必要があります。

(5) 表面加工材料

- ・表面加工を協力会社に委託している場合、①無溶剤・低V O Cタイプの塗料であることを確認して下さい。P P貼りは無溶剤に該当します。
- ・②古紙リサイクル適性ランクによる水準の差はありません。ランクBの光沢ラミネート（P P貼り）を使用しても、スリースターを表示することが可能です。
- ・③省資源の取組として、長期使用、強度保持等の観点で使用形態にあった表面加工を選択して下さい。
- ・④のメーカー標準品とは、プレーン（接着層なし）で15ミクロン、サーマル（接着層あり）で30ミクロンの厚さのものを指しています。

(6) 製本のり

- ・①「古紙リサイクル適性ランクリスト」Aランクが水準－1になります。難細裂化ホットメルト、ポリウレタンホットメルトが該当します。日本接着剤工業会のホームページに難細裂化ホットメルトの認定品が掲載されています。製本加工を協力会社に委託している場合、委託会社に確認して下さい。
- ・中綴じ用の針金はAランクになります。

(7) その他例外

- ・機能上必要な資材については、本基準に該当しない場合も、次のものに限りG Pマーク表示を可能とします。
→紙素材：包装用紙、板紙、カーボン紙、ノンカーボン紙
→紙以外の素材：クリアファイル等のポリプロピレン、団扇のプラスチック・木
→上製本、カレンダー（ただし、紙、インキは各基準に適合すること）

2. G P認定工場の製造及びマーク表示について

(1) G Pマークのスター表示について

- ・全工程がG P工場である場合（ツースター以上）と、少なくとも印刷工程がG P工場である場合（ワンスター）とで、G Pマークの種類（スターの数）が異なります。
- ・印刷製品（認定番号の前がP－）には、スターのないG Pマークは表示できませんのでご注意下さい。
- ・一方、G P工場として認定を受けている旨の表示（認定番号の前がF－）は、スターのないG Pマークになります。
- ・一つの印刷製品で輪転印刷と枚葉印刷の両方が行われている場合の取扱いは、両印刷は別の工程であるという考え方になります。（たとえば本文をG P認定工場で輪転印刷を行っており、表紙の枚葉印刷をG P認定を受けていない協力会社が行う場合はワンスターとなる等）
- ・G Pマーク表示は、印刷工程がG P工場であることが必須ですが、2種類の印刷が行われる場合（異なる印刷方式、輪転と枚葉印刷など）は、主な印刷がG P工場であればG Pマークを表示できます。

(2) 主管工場について

- ・G Pマークを表示する印刷製品において認定番号を表示する主管工場は、その製品の製造に関わる工場であるならばどの認定工場が行ってもかまいません。該当工場間で協議の上決定して下さい。
- ・主管工場は、G Pマーク下段への主管工場G P認定番号の表示、また表示した印刷製品の内容の管理と報告を行う義務を生じます。
- ・G Pマーク下段への認定番号の表示を行うことについて顧客に趣旨等の説明を行って下さい。顧客の強い意向により、どうしても認定番号の表示ができない場合に限り、認定番号の非表示を認めます。
- ・主管工場以外のその製品の製造に関わる認定工場の認定番号を複数併記することが可能となりました。顧客と相談の上、複数併記するか決定してください。

3. GPマーク表示の印刷製品の管理と報告について

(1) 様式1による管理について

- ・主管工場としてGPマークを表示した印刷製品の内容について、様式1に基づき管理を行って下さい。オフセット印刷工程とデジタル印刷工程の欄は別になっています。本様式の内容を満たしていれば帳票のレイアウトは自由といたしますが、GP認定事務局から提示を求める場合がありますので、一つの表（エクセルであれば一つのシート）にして、分かりやすい形にしておいて下さい。現在、GP工場認定の更新審査において確認しています。
- ・印刷製品の各構成資材がグリーン基準に適合していることを、各認定工場は十分に把握し、各構成資材のグリーン基準適合性が明確になるよう一覧表にするなどして、管理を行って下さい。
- ・増刷分については、版の変更の有無にかかわらず、新たな印刷製品として同様の管理を行って下さい。
- ・本管理の対象となる印刷製品は、主管工場として取り扱ったものに限ります。主管工場でなかった分の印刷製品については、本管理に含めないようお願いいたします。
- ・様式1によるGPマーク表示印刷製品の情報管理は、製品納品後3年間となっています。

(2) 様式2による報告について

- ・主管工場としてGPマークを表示した印刷製品の件数について、様式2に従い、前期分は10月31日までに、後期分は4月30日までにGP認定事務局まで報告して下さい。
- ・該当期間の表示が0件の場合も本報告を提出して下さい。
- ・累計数は、GP認定工場になった当初からの累計をご記入下さい。誤りが多くなっていますので、必ず前回の報告をご確認の上、作成してください。
- ・増刷分については、版の変更の有無にかかわらず、新たな件数、印刷部数としてカウントして下さい。
- ・本報告の対象となる印刷製品は、主管工場として取り扱ったものに限ります。主管工場でなかった分の印刷製品については、本報告に含めないようご注意下さい。
- ・デジタル印刷とオフセット印刷併用のハイブリッド印刷製品の場合は、主たる印刷方式の欄にご記入下さい。

4. その他

- ・自社の名刺、会社案内、ホームページ等自社がGP工場である旨を表示するGPマーク（認定番号が「F-」で始まるもの）は、本文書は適用になりません。上記3による報告に含めないで下さい。

【GPマーク表示に関するお問合せ先】

グリーンプリンティング認定事務局 殖栗（うえくり）

電話 03-3553-6123 FAX 03-3553-6145

Eメール gp-nintei@jfpi.or.jp

〒104-0041

東京都中央区新富1-16-8 一般社団法人日本印刷産業連合会